

令和 6 年度

第 4 回日田市地域公共交通確保維持協議会
(書面開催)

令和 7 年 1 月

次 第

<議 案>

- 【1】 うきは市予約制乗合タクシーの日田市への乗り入れ 1～5
（神杉野線廃止に伴う代替交通）
 - 【資料】 ダイヤ案 3
 - 【資料】 営業区域図（うきは市） 4
 - 【資料】 営業区域図（日田市） 5

- 【2】 令和6年度 地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価（案） 6～18
 - 【資料】 過去5年間（R2～R6）の日田市フィーダー系統バス路線 利用者数実績 10
 - 【資料】 令和6年度 フィーダー補助金の計画 11～18

<議案>

【1】うきは市予約制乗合タクシーの日田市への乗り入れ (神杉野線廃止に伴う代替交通)

西鉄バス神杉野線が令和7年4月1日に廃止することに伴い、うきは市新川・田籠・日田市柚木地区の生活交通を確保するため、道路運送法第4条の一般乗合運送により現在、うきは市が民間事業者（うきは市タクシー協会）に運行委託し、小塩線、妹川線で運行している「うきは市予約制乗合タクシー」を拡充し、当該地区を運行することについて承認を求めるもの。

◆ 運行概要

拡充運行開始日	令和7年4月1日より
事業区分	道路運送法第4条に基づく「一般乗合運送」での区域運行
運行主体	うきは市
路線	小塩線・妹川線（新川地区内ケ原を含む） <u>拡充区域：新川・田籠・日田市柚木地区へ拡充（小塩地区前迫を含む）</u> <u>14.9kmの拡充</u>
運行車両	事業者所有車両の内地域公共交通会議で認めた小型車両（5人定員）及び普通車両（乗車定員10人）を使用 タクシー事業と併用を認める
費用	運行業務委託：実車走行分のタクシー料金運賃から利用者運賃を差し引いた額に、固定費を加えた額
便数	小塩線1日7便、妹川線1日7便、 <u>新川・田籠・柚木線1日7便</u>
運賃	運賃料金部会にて承認された額 参考（現在）：1回200円（小学生未満の子供は保護者同伴の場合、無料）
運行日	月曜～土曜
運休日	日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
運行委託先	うきは市タクシー協会 （運行実施者：（有）朝田タクシー、浮羽交通株式会社）
選定方法	随意契約

※利用希望者は原則として利用の前日 17 時までには電話にて運行委託先へ予約を行う。(利用にあたり利用者の事前登録は要しない)

※予約があった地域を原則としてダイヤ案 (P.3) の運行時刻で運行する。乗車はダイヤ案にある決められた場所のみで行い、降車は基軸となる経路上で行う。柚木地区の住民は浮羽市民センターのみではなく、前述の範囲内で、その経路の途中でも乗降車が可能。

※タクシー協会、うきは市、日田市との 3 社契約とし、日田市柚木地区からの乗降車分及び固定費については距離按分額を日田市からうきは市へ負担金として支払う。

◆ 地域への周知

- ① 令和 7 年 1 月 7 日 (火) 柚木地区住民説明会
出席者：自治会長、地域住民 (9 名)、市公共交通担当、市前津江振興局担当
うきは市予約制乗合タクシーの制度について説明。反対意見なし。
- ② 柚木地区全世帯へチラシを配布 (広報ひた 3 月号同封)

◆ 関連資料

- ・ダイヤ案 P.3
- ・営業区域図 (うきは市) P.4
- ・営業区域図 (日田市) P.5

令和7年度4月～ 予約制乗合タクシーダイヤ (案)

新川・田籠・柚木線

行き

柚木→浮羽	1便	3便	5便	7便
柚木コミセン	7:25	9:31	12:50	16:09
千蔵木入口	7:27	9:33	12:52	16:11
神杉野	7:29	9:35	12:54	16:13
注連原	7:31	9:37	12:56	16:15
中村	7:33	9:39	12:58	16:17
田籠コミセン	7:34	9:40	12:59	16:18
日森園	7:35	9:41	13:00	16:19
馬場	7:36	9:42	13:01	16:20
三寺弘	7:38	9:44	13:03	16:22
金井原	7:41	9:47	13:06	16:25
本村	7:43	9:49	13:08	16:27
栗木野	7:44	9:50	13:09	16:28
上合所	7:48	9:54	13:13	16:32
前迫	7:51	9:57	13:16	16:35
浮羽市民センター	7:58	10:04	13:23	16:42

帰り

浮羽→本宮	2便	4便	6便
浮羽市民センター	8:57	12:16	15:35
前迫	9:05	12:24	15:43
上合所	9:08	12:27	15:46
栗木野	9:12	12:31	15:50
本村	9:13	12:32	15:51
金井原	9:15	12:34	15:53
三寺弘	9:18	12:37	15:56
馬場	9:20	12:39	15:58
日森園	9:21	12:40	15:59
田籠コミセン	9:22	12:41	16:00
中村	9:23	12:42	16:01
注連原	9:25	12:44	16:03
神杉野	9:27	12:46	16:05
千蔵木入口	9:29	12:48	16:07
柚木コミセン	9:31	12:50	16:09

小塩線

行き

女子尾→浮羽	1便	3便	5便	7便
女子尾	7:30	10:39	13:58	17:17
本宮	7:31	10:40	13:59	17:18
宮馬場	7:32	10:41	14:00	17:19
宮前	7:33	10:42	14:01	17:20
岩屋堂	7:35	10:44	14:03	17:22
小松堀	7:37	10:46	14:05	17:24
中崎	7:39	10:48	14:07	17:26
牧の草	7:48	10:57	14:16	17:35
槽原	7:50	10:59	14:18	17:37
大持	7:52	11:01	14:20	17:39
白土	7:53	11:02	14:21	17:40
尻深	7:54	11:03	14:22	17:41
笹の隈	7:57	11:06	14:25	17:44
二の瀬	7:58	11:07	14:26	17:45
浮羽市民センター	8:05	11:14	14:33	17:52

帰り

浮羽→女子尾	2便	4便	6便
浮羽市民センター	10:04	13:23	16:42
二の瀬	10:11	13:30	16:49
笹の隈	10:12	13:31	16:50
尻深	10:15	13:34	16:53
白土	10:16	13:35	16:54
大持	10:17	13:36	16:55
槽原	10:19	13:38	16:57
牧の草	10:21	13:40	16:59
中崎	10:30	13:49	17:08
小松堀	10:32	13:51	17:10
岩屋堂	10:34	13:53	17:12
宮前	10:36	13:55	17:14
宮馬場	10:37	13:56	17:15
本宮	10:38	13:57	17:16
女子尾	10:39	13:58	17:17

3

妹川線

行き

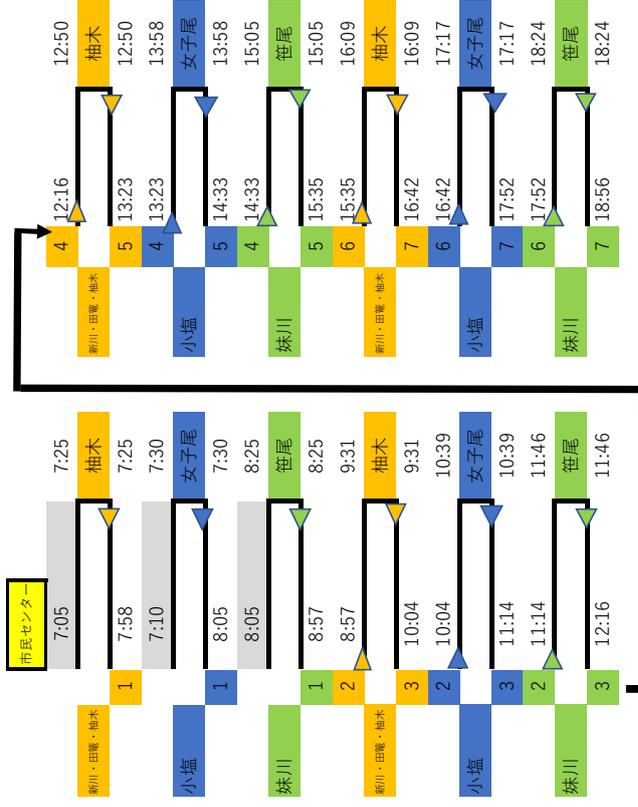
笹尾→浮羽	1便	3便	5便	7便
笹尾	8:25	11:46	15:05	18:24
上原	8:26	11:47	15:06	18:25
元有	8:27	11:48	15:07	18:26
調音の滝	8:29	11:50	15:09	18:28
櫻ヶ平	8:31	11:52	15:11	18:30
乙原	8:33	11:54	15:13	18:32
尼ヶ瀬	8:34	11:55	15:14	18:33
日向	8:36	11:57	15:16	18:35
内ヶ原	8:43	12:02	15:21	18:42
持木	8:47	12:06	15:25	18:46
落合	8:50	12:09	15:28	18:49
藤波	8:51	12:10	15:29	18:50
浮羽市民センター	8:57	12:16	15:35	18:56

帰り

浮羽→笹尾	2便	4便	6便
浮羽市民センター	11:14	14:33	17:52
藤波	11:20	14:39	17:58
落合	11:21	14:40	17:59
持木	11:24	14:43	18:02
内ヶ原	11:28	14:47	18:06
日向	11:35	14:54	18:13
尼ヶ瀬	11:37	14:56	18:15
乙原	11:38	14:57	18:16
櫻ヶ平	11:40	14:59	18:18
調音の滝	11:42	15:01	18:20
元有	11:44	15:03	18:22
上原	11:45	15:04	18:23
笹尾	11:46	15:05	18:24

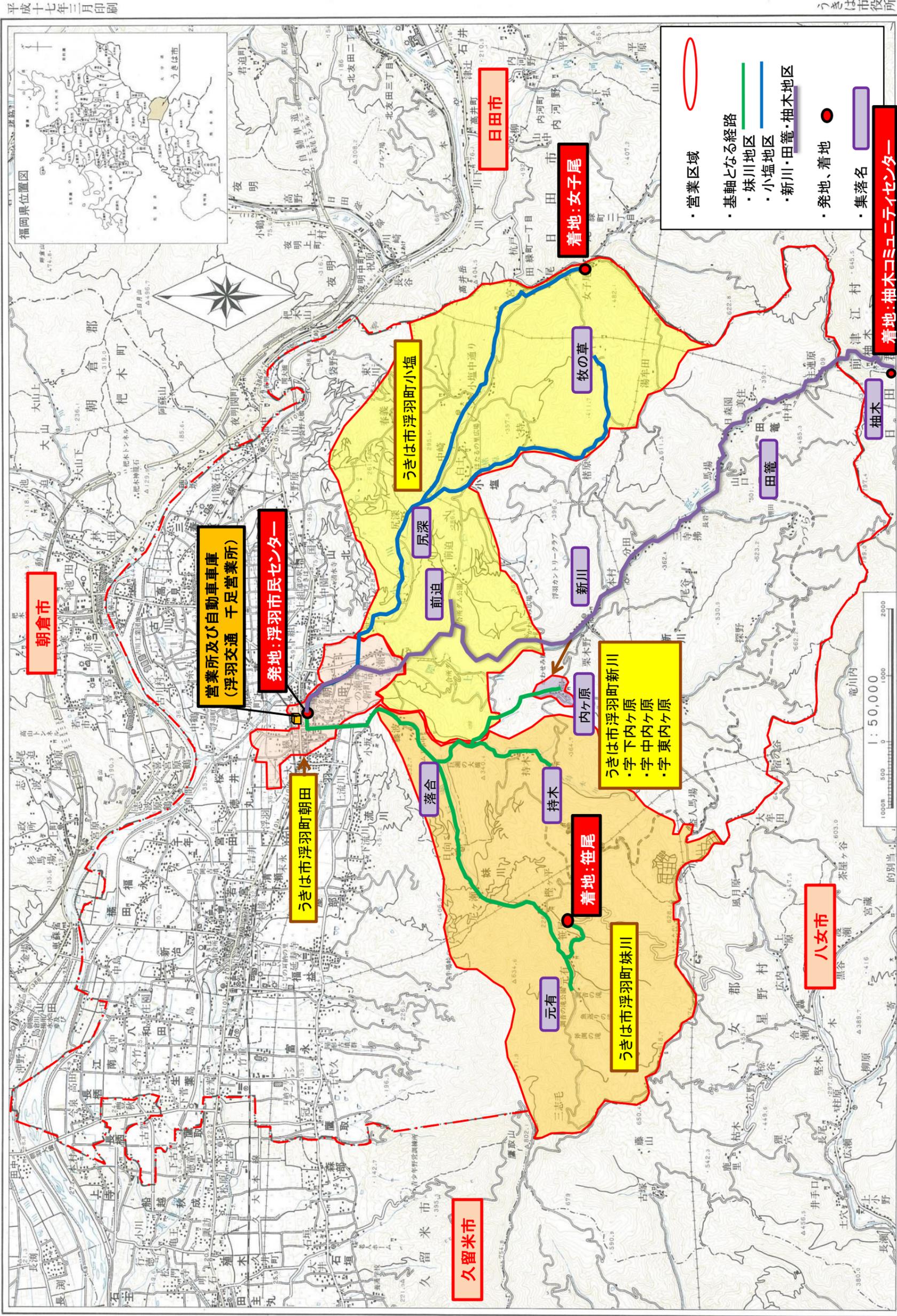
移動 現在のバス停位置より移動

新設 現在のバス路線にはないが、新たに設置



営業区域図（うきは市）

うきは市全図



平成十七年三月印刷

うきは市役所

株式会社アリス建設コンサルタント

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものである。(承認番号 平16九規、第272号)

【2】令和6年度 地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価（案）

本市では、国の「地域公共交通確保維持改善事業費補助金」の補助メニューの1つである地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金（フィーダー補助金）の交付を受けている。当該補助金の交付を受けたもの（日田市地域公共交通確保維持協議会）は、補助対象事業について評価を行い、その結果について国に報告する必要があるため、今回その評価の内容について審議をお願いするもの。

日田市における補助対象路線

- ・市内循環バスひたはしり号 A・B・C コース
- ・日田バス 五馬線

※評価の内容は次ページ P. 7～9 参照。

<参考>

●地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱

（協議会）

第3条 略

- 5 協議会は、補助対象事業ごとに補助対象事業について評価を行い、その結果について地方運輸局又は地方航空局の長に報告しなければならない。

●地域公共交通確保維持改善事業実施要領

8. 事業評価について

（1）事業評価の実施

①自己評価（一次評価）

地域公共交通確保維持改善事業による支援を受けた事業については、毎年度、協議会自らによる事業の実施状況の確認、評価（以下「自己評価」という。）を行い、当該自己評価の結果を、地域公共交通確保維持事業及び地域公共交通調査等事業にあつては、補助金の交付を受けようとする会計年度の1月末までに、（略）それぞれ協議会から、地方運輸局、神戸運輸監理部、地方航空局又は沖縄総合事務局（以下「地方運輸局等」という。）に報告するとともに、公表することとする。

◆ 関連資料

- ・過去5年間（R2～R6）の日田市フィーダー系統バス路線利用者数実績・・・ P.10
- ・令和6年度 フィーダー補助金の計画・・・・・・・・・・・・・・・・ P.11～18

地域公共交通確保維持改善事業・事業評価（生活交通確保維持改善計画に基づく事業）

令和 年 月 日

協議会名：日田市地域公共交通確保維持協議会

評価対象事業名：令和6年度地域内ライダーシステム確保維持費用国庫補助金

①補助対象事業者等	②事業概要	③前回（又は類似事業）の事業評価結果の反映状況	④事業実施の適切性	⑤目標・効果達成状況	⑥事業の今後の改善点（特記事項を含む）
日田バス(株) ひたはしり号Aコース	日田～玉川町～日隈～石井～日田の循環コースを運行	<ul style="list-style-type: none"> ・大型商業施設のオープンに伴い、利便性の向上を図るため、「中ノ島町」バス停の移設を行った。 	<p>計画どおり事業は適切に実施された（運休は天災等によるもの）</p> <p>【目標：計画運行回数】 A: 3,660回 B: 3,660回 C: 3,294回</p>	<p>目標を達成できた。</p> <p>【目標輸送人員】 計: 74,670人 A: 19,739人 B: 24,408人 C: 30,523人</p>	<p>令和5年3月に策定した「日田市地域公共交通計画」の進捗管理を適切に行うとともに、地域からの要望や利用者の需要を日田バスと連携して把握し、利用者の増及び利便性のさらなる向上を図る。</p>
日田バス(株) ひたはしり号Bコース	日田～田島町～若宮～隈町旅館街～高瀬～日田の循環コースを運行	<ul style="list-style-type: none"> ・ひたはしり号に対する利用者や地域からの要望については、日田バスと情報を共有し把握に努めた。 ・9/22に「バスの日イベント」を日田バスと共催し、「ひたはしり号1日無料乗車体験」等のイベントを行い、公共交通の利用促進を図った。 	<p>【目標：計画運行回数】 A: 3,629回(△31回) B: 3,628回(△32回) C: 3,266回(△28回)</p>	<p>【要因】 令和5年2月に住民ニーズに沿った運行ルート再編を行った結果、利用者増に繋がった。</p>	
日田バス(株) ひたはしり号Cコース	日田～豆田町～朝日町～清岸寺町～城町～日田の循環コースを運行				

地域公共交通確保維持改善事業・事業評価（生活交通確保維持改善計画に基づく事業）

令和 年 月 日

協議会名：日田市地域公共交通確保維持協議会

評価対象事業名：令和6年度地域内ライダーシステム確保維持費国庫補助金

①補助対象事業者等	②事業概要	③前回(又は類似事業)の事業評価結果の反映状況	④事業実施の適切性	⑤目標・効果達成状況	⑥事業の今後の改善点 (特記事項を含む)
日田バス(株) 五馬線	日田～小迫～五馬入口のコースを運行	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度に送迎・輸送に関する地域座談会(勉強会)を五馬地区住民と市で開催して以降、住民間で当該地域における送迎・輸送を含む地域課題に関する協議が行われている。 ・9/22に「バスの日イベント」を日田バスと共催し、「ひたはしり号1日無料乗車体験」等のイベントを行い、公共交通の利用促進を図った。 	<p>計画どおり事業は適切に実施された(運休は天災等によるもの)</p> <p>【目標：計画運行回数】 712回</p> <p>【実績：実績運行回数】 697.5回(△14.5回)</p> <p style="text-align: center;">A</p>	<p>目標を達成できなかった。</p> <p>【目標輸送人員】 4,471人</p> <p>【実績輸送人員】 3,135人(△1,336人)</p> <p style="text-align: center;">C</p> <p>【要因】 ・沿線地域の人口が減少していることに加え、高齢化が進みバス停まで歩いて行くことができない住民が増え、利用者が減少している。</p>	<p>令和5年3月に策定した「日田市地域公共交通計画」の進捗管理を適切に行うとともに、地域からの要望や利用者の需要を日田バスと連携して把握し、利用者の増及び利便性のさらなる向上を図る。</p> <p>あわせて、地域の実情に応じた適正な交通モードのあり方を住民等と一緒に検討していく。</p>

事業実施と生活交通確保維持改善計画との関連について

令和 年 月 日

協議会名：	日田市地域公共交通確保維持協議会
評価対象事業名：	令和6年度地域内ライダーシステム確保維持費国庫補助金
地域の交通の目指す姿 (事業実施の目的・必要性)	<p>日田市は大分県の西部、福岡県と熊本県に隣接した北部九州のほぼ中央に位置し、面積は666.03km²、人口は60,207人(令和6年12月31日現在)である。少子高齢化が進んでおり、今後も運転免許返納者などの移動制約者は増えていくことが推察される。このような状況から、公共交通の必要性は益々高まっていくことが予想されるため、地域住民に寄り添った交通網の形成を目指し、市や交通事業者等の関係者が住民との意見交換を行うとともに、住民が「公共交通を利用し、支えていく」という意識を持つような利用促進活動を行っている。</p> <p>具体的には、地域間幹線系統と接続するライダーシステムについて、地域住民、交通事業者と一緒に地域座談会を開催し、住民の意見を聞きながら地域自らが主体となって、地域に応じた適正な移動手段の確保や公共交通利用環境の改善などを実施し、それを市や交通事業者等がサポートする体制の構築を進めている。また、例年実施している無料乗車体験イベントを継続して実施する中で、積極的な利用を呼びかけ、利用者減少の緩和を目指している。</p>

資料②

過去5年間(R2～R6)の日田市ライダーシステムバス路線 利用者数実績

運行系統	令和2年度 (R1.10.1～R2.9.30)	令和3年度 (R2.10.1～R3.9.30)	令和4年度 (R3.10.1～R4.9.30)	令和5年度 (R4.10.1～R5.9.30)	令和6年度 (R5.10.1～R6.9.30)	備考
市内循環バスAコース (右回り)	12,644	8,526	8,149	23,299	26,241	R5.2.13再編
市内循環バスAコース (左回り)						
市内循環バスBコース (右回り)	17,641	14,652	13,013	23,135	25,641	R5.2.13再編
市内循環バスBコース (左回り)						
市内循環バスCコース (右回り)	26,020	22,135	19,805	33,009	32,307	R5.2.13再編
市内循環バスCコース (左回り)						
市内循環バスDコース (右回り)	29,194	25,762	27,502	-	-	R5.2.13再編
市内循環バスDコース (左回り)						
ひたはしり号計	85,499	71,075	68,469	79,443	84,189	
夜明循環線	1,682	565	-	-	-	R2.5.1系統廃止
杷木循環線	1,070	660	-	-	-	R2.5.1系統廃止
杷木線	496	-	-	-	-	H31.4.1系統廃止
コミュニティバス計	88,747	72,300	68,469	79,443	84,189	
五馬線	5,192	4,682	4,422	3,814	3,135	
大野線	3,964	1,818	-	-	-	R2.5.1系統廃止
出野線	1,378	466	-	-	-	R2.5.1系統廃止
路線バス計	10,534	6,966	4,422	3,814	3,135	
合計	99,281	79,266	72,891	83,257	87,324	

コミュニティバス利用者数

路線
利用者
数

令和5年6月28日

（名称）日田市地域公共交通確保維持協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

日田市では、JR九州の日田駅及び日田バスの日田バスターミナルが市外及び市内周辺部からの公共交通機関利用者の受入れ施設となっているが、市内中心部及び近郊の病院や商業施設に向かう公共交通機関が機能しておらず、タクシー又は徒歩で目的地へ行く市民が多かった。さらに市街地や近郊の住民も高齢化のために、徒歩や自転車での外出が困難となり、自動車の運転も危険が伴うとされてきた。

そのため、市内の病院や商業施設への移動を目的とする高齢者が利用しやすいバスが必要であり、今後その需要は年を追うごとに高まることが明らかであることから、小型の低床バスにより、市内の主要施設に行くことができる「市内循環バス」を運行している。

加えて、市内循環バスの運行区域外を運行し、市内中心部と山間部を結ぶ「五馬線」についても、地域住民にとって必要不可欠な路線として運行している。

このため、引き続き、地域公共交通確保維持事業により、「市内循環バス」及び「五馬線」を確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

令和6年度における日田市のフィーダー系統路線

- (1) 市内循環バスAコース（右回り・左回り）日田～玉川町～日隈～石井～日田
（右・左ともに13.0km）
- (2) 市内循環バスBコース（右回り・左回り）日田～田島町～若宮～隈町旅館街～高瀬～日田
（右・左ともに13.0km）
- (3) 市内循環バスCコース（右回り・左回り）日田～豆田町～日田（右・左ともに15.5km）
- (4) 日田バス五馬線 日田～小迫～五馬入口 26.1km

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

色付き網掛け部分が地域内フィーダー系統路線

	基準値 現況値 (R4)	目標値				
		R5	R6	R7	R8	R9 最終目標
ひたはしり号の年間利用者数	71,783	73,226	74,670	76,113	77,557	79,000
Aコース	18,976	19,358	19,739	20,121	20,502	20,884
Bコース	23,464	23,936	24,408	24,879	25,351	25,823
Cコース	29,343	29,933	30,523	31,113	31,703	32,293
路線バスの年間利用者数	59,876	60,901	61,926	62,950	63,975	65,000
五馬線	4,323	4,397	4,471	4,545	4,619	4,693
(以下参考)	—	—	—	—	—	—
杖立線(日田～杖立)	8,956	9,109	9,262	9,416	9,569	9,722
杖立線(日田～大山振興局)	302	307	312	318	323	328
小鹿田線(日田～皿山)	5,320	5,411	5,502	5,593	5,684	5,775
小鹿田線(下藤山～皿山)	2,161	2,198	2,235	2,272	2,309	2,346
天瀬森町線	2,427	2,469	2,510	2,552	2,593	2,635
高塚森町線	10,207	10,382	10,557	10,731	10,906	11,081
高塚線(※1/1～3のみ)	39	40	40	41	41	42
神杉野線(杷木発)	3,734	3,798	3,862	3,926	3,990	4,054
神杉野線(浮羽発)	390	397	403	410	416	423
中日線	22,017	22,394	22,771	23,147	23,524	23,901

【目標値算出根拠】

日田市地域公共交通計画において、下記の目標値を設定している。

- ・市内循環バスひたはしり号の年間利用者数(人/年以上) 79,000人/年以上(R9)
- ・路線バスの年間利用者数(人/年以上) 65,000人/年以上(R9)

この目標値は、人口減少や新しい生活様式の普及等を踏まえ、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により落ち込んだ利用者数の現況値(R4)から、1割増しを目指すこととして設定した。

令和9年度の目標値を現況値の約10%増しと設定し、計画期間をR5～R9の5年間としているため、各年度では、毎年約2%ずつの上昇が必要となる。

そのため、地域内フィーダー系統路線における各年度の目標値は上表のとおりである。

- 令和5年度目標値 R4年度比の約102%
- 令和6年度目標値 R4年度比の約104%
- 令和7年度目標値 R4年度比の約106%
- 令和8年度目標値 R4年度比の約108%
- 令和9年度目標値 R4年度比の約110%

(日田市地域公共交通計画 P.60,61 参照)

(2) 事業の効果

・市内循環バス

低床バスを使い市内循環バスを運行することにより、市内中心部及び近郊の高齢者を中心とした交通弱者の交通手段を確保することができるとともに、周辺部住民の市街地への利用に対し、安価な交通手段を提供することができる。

さらに、病院、商業施設のほか老人福祉センター及びパトリア日田などの公共的な交流施設を結ぶことにより高齢者の外出機会の増加につながる。

・五馬線

市内中心部と山間部を結ぶ、地域住民にとって必要不可欠な路線であり、国の補助を受けることで、高齢者を中心とした交通弱者の交通手段を確保することができる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

① 効率的・効果的な交通網の充実（日田市、日田バス株）

・市街地を運行するバスは、市街地の潜在的な需要が見込まれる地域への乗り入れを検討し、また、住居や公共施設等が集積したエリアなどに運行を限定するなど、効率的・効果的な移動環境を構築する。

② わかりやすい時刻表やマップの作成と情報提供（日田市、日田バス株）

・各公共交通機関の乗り継ぎ等をわかりやすくすることで利用促進を図るため、公共交通の路線図や時刻表等を記載した「公共交通マップ」の作成を検討する。
・SNSの活用により、幅広い層に対し、効率的かつ効果的な情報発信を行うことを検討する。

③ 交通事業者・地域と連携した効果的な地域公共交通の運行・運営（日田市、日田バス株、市民、関係団体等）

・利用促進啓発チラシの配布や市の広報等を活用し、鉄道やバス等の地域公共交通の各種情報などを広く周知する。
・医療機関や商業施設等と協力し合って、公共交通利用者を増やすための取組を行う。

④ 公共交通の利用促進に向けた啓発活動（日田市、日田バス株、市民）

・市民の意識が公共交通の積極的な利用につながるためのバスの乗り方教室などの啓発活動を行う。
・車庫に待機している車両（空き車両等）を活用して、車両に乗るだけでも楽しい仕掛け・工夫を講じて、公共交通の新しい価値を官民連携して創造する。

（日田市地域公共交通計画 P.64～69 参照）

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付

① 予定している時刻・運行予定期間

対象路線の時刻表・運行日数等は別添参照。

② 運行事業者の決定の経緯

日田バス株式会社は、高速バスをはじめ、日田市の周辺部を走る路線バスの運行等も行っており、事業の安全かつ円滑な実施の面から、事業主体に適しているため。

③ 地域内フィーダー系統の補足

高速バスや日田市の周辺部を走る路線バス、各バス停までを結ぶ乗合タクシーとの接続にも考慮し、利便性の高い交通体系の構築に努める。

④ 系統図、時刻表など

別添参照。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

- ・「表1」の運行系統・申請番号(1)～(6)について
地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る「表1」の運行系統・申請番号(1)～(6)について、その運行に係る費用のうち、日田市から日田バス株式会社への委託料については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。
- ・「表1」の運行系統・申請番号(7)について
地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る「表1」の運行系統・申請番号(7)について、その運行に係る費用のうち、日田市から日田バス株式会社への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

令和4年度実績（参考）

費用の総額 41,812,767円

国庫補助額 11,118,000円

市負担額 30,694,767円

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

- ・利用者数については日田バス(株)が所有するデータにより数値を把握し、公共交通関係者や学識経験者、住民代表により構成される日田市地域公共交通確保維持協議会において評価を実施。

7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
表5を添付。
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>令和2年7月27日（令和2年度第1回）</u> ・ <u>令和3年1月18日（令和2年度第2回）</u> ・ <u>令和3年6月24日（令和3年度第1回）</u> | <p>令和3年度計画認定申請について書面協議・承認
 令和2年度事業評価について書面協議・承認
 令和3年度計画変更届について書面協議・承認
 令和4年度計画認定申請について書面協議・承認
 令和3年度事業評価について書面協議・承認</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>令和4年1月12日（令和3年度第2回）</u> ・ <u>令和4年6月29日（令和4年度第1回）</u> ・ <u>令和4年11月2日（令和4年度第2回）</u> ・ <u>令和4年12月19日（令和4年度第3回）</u> ・ <u>令和5年1月27日（令和4年度第4回）</u> ・ <u>令和5年3月22日（令和4年度第5回）</u> ・ <u>令和5年4月14日（令和5年度第1回）</u> ・ <u>令和5年6月28日（令和5年度第2回）</u> | <p>令和5年度計画認定申請について協議・承認
 日田市地域公共交通計画の策定進捗状況を報告
 令和5年度計画変更届について協議・承認
 日田市地域公共交通計画の素案について協議・承認
 日田市地域公共交通計画の策定について協議・承認
 令和5年度計画変更届について書面協議・承認
 令和6年度計画認定申請について協議・承認
 令和5年度計画変更届について協議・承認</p> |

19. 利用者等の意見の反映状況

- ・ 市のホームページにて本計画に関する意見を募集した。
- ・ 公共交通の利用者（特に高頻度利用者）を参集した地域座談会を開催し、地域自らが主体となって移動手段の確保や公共交通利用環境の改善などを実施し、それらを交通事業者と行政がサポートする体制を作る。（日田市地域公共交通計画 P69 参照）
- ・ 本計画の成果指標に市民アンケートにより把握する数値を設定している。
- ・ 協議会には住民代表の委員が2名入っている。

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）大分県日田市田島2丁目6番1号

（所 属）日田市企画振興部まちづくり推進課

（氏 名）進 和宏

（電 話）0973-22-8356

（e-mail）susumu.kazuhiro10@city.hita.lg.jp

注意：本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画運 行日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)		
			起点	経由地	終点					運行態様の別 該当する要件	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹線系統 等と接続の確保
日田市	日田バス(株)	市内循環バスAコース (左回り)循環線	日田バスターミナル	玉川町・日 隈・石井	日田バスターミナル	循環 13.km .km	366日	1,830.0回		路線定期 ②(1)	JR九州の久大本線日田駅と日田バス ターミナル(停留所)にて接続	③
	日田バス(株)	市内循環バスAコース (右回り)循環線	日田バスターミナル	玉川町・日 隈・石井	日田バスターミナル	循環 13.km .km	366日	1,830.0回		路線定期 ②(1)	JR九州の久大本線日田駅と日田バス ターミナル(停留所)にて接続	③
	日田バス(株)	市内循環バスBコース (左回り)循環線	日田バスターミナル	田島町・若 宮・隈町旅 館街・高瀬	日田バスターミナル	循環 13.km .km	366日	1,830.0回		路線定期 ②(1)	JR九州の久大本線日田駅と日田バス ターミナル(停留所)にて接続	③
	日田バス(株)	市内循環バスBコース (右回り)循環線	日田バスターミナル	田島町・若 宮・隈町旅 館街・高瀬	日田バスターミナル	循環 13.km .km	366日	1,830.0回		路線定期 ②(1)	JR九州の久大本線日田駅と日田バス ターミナル(停留所)にて接続	③
	日田バス(株)	市内循環バスCコース (左回り)循環線	日田バスターミナル	豆田町・朝 豆田町・朝 寺町・城町	日田バスターミナル	循環 15.5km .km	366日	1,464.0回		路線定期 ②(1)	JR九州の久大本線日田駅と日田バス ターミナル(停留所)にて接続	③
	日田バス(株)	市内循環バスCコース (右回り)循環線	日田バスターミナル	豆田町・朝 豆田町・朝 寺町・城町	日田バスターミナル	循環 15.5km .km	366日	1,830.0回		路線定期 ②(1)	JR九州の久大本線日田駅と日田バス ターミナル(停留所)にて接続	③
	日田バス(株)	(7) 五馬線	日田バスターミナル	小迫	五馬入口	往 復 26.1km 26.1km	295日	712.0回		路線定期 ②(1)	JR九州の久大本線日田駅と日田バス ターミナル(停留所)にて接続	③

(注)

1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークどどのように接続を確保するかについて記載すること。
6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」利便増進特例措置」について記載を要しない。
7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	日田市
-------	-----

(単位:人)

人 口	
人口集中地区以外	34,798
交通不便地域等	62,657

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法
62,657	日田市全体	過疎法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
日田市地域公共交通計画	令和5年3月31日	

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)⑪))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

